

施策分野6 療育・保育・教育

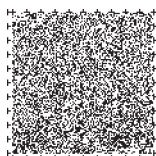
(1) 早期発見・フォロー体制・療育体制の充実

■現状と課題■

- 一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援が必要となっています。本市の乳幼児健康診査における発達相談件数は、年々増加し、精神発達面での経過観察児も増加しています。こうした中、発達障害を診断できる専門医や、療育機関の不足による療育待ちの状況が課題となっており、適切な時期に適切な療育を受けることができる体制づくりに加え、経過観察が必要な子どもやその家族への支援が求められています。
- 障害のある子どもの家族支援に当たっては、家族が抱える悩みや不安について、同じ立場にある者同士が共感し、寄り添うことにより軽減できることも多いのが現状です。子どもの障害について不安を持つ保護者に対して、先輩保護者から助言を受けられる場の提供などを通じて、保護者同士のつながりを支援することが必要です。
- 保護者の気づきの段階からの支援、家族を含めた支援、関係者をつなぐことによる継続的・総合的な相談支援体制の充実が必要です。アンケート調査では、子どもの発達の不安や障害に気付いたきっかけは、「家族や親族が気付いた」が半数以上と最も多く、気付いた年齢は0～2歳の間が最も多くなっています。その時の最初の相談先としては、「家族・親族」に次いで「病院」や「保健師」などが多くみられます。子どもの発達の不安や障害に気付いた後に悩んだこととしては、「実際に何をすればよいのか分からなかった」「これからの生活に不安を感じた」「療育機関が少ない」などが上位に回答されています。乳幼児健康診査後の個別相談紹介や療育機関の紹介など、早期に療育治療につながるよう、引き続き支援を行うことが必要です。今後も、引き続き乳幼児健康診査等、子どもの成長に応じた適切な時期における健診を実施し、障害の早期発見に努める必要があります。

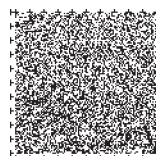
■取組の方向■

- 子どもの成長に応じた適切な時期における健診等の実施により、できるだけ早期に障害を発見し、一人ひとりの状態や能力等に応じた療育・教育及び支援へとつなげます。



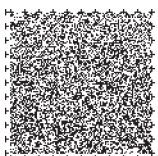
■具体的な取組■

施策名	取組の内容
乳幼児健康診査の実施	適切な時期に乳幼児健康診査（1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査）の受診ができるよう受診勧奨に努めます。
乳幼児健康診査後の相談支援	乳幼児健康診査（1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査）後に継続支援が必要な子どもに対して、健診事後教室や個別相談の利用を紹介します。また、個別相談後、必要により療育機関へつなげる支援を行います。
就学時健康診断の実施	小学校就学前に健康診断を実施し、必要に応じて、医療機関やこども家庭センター等との連携を行います。また、健康診断を受けることが難しい児童に、必要な配慮を検討するとともに、入学に向けての継続的な相談支援を行います。
児童発達支援等の充実	支援を必要とする子どもが、身近な地域で療育を受けられるよう、事業所へのサービス充実に向けた働きかけ等を行います。また、療育機関を充実させるための取組方法などを検討します。
保育所等への直接支援	保育所等のスタッフに対し、子どもの特性に応じた訓練や支援方法の指導等に関する直接支援を行います。
研修等の充実	研修会への参加を通じ、支援にあたる職員の支援技術向上と啓発を進めます。また、地域の共通理解を進めるため、保育所等・幼稚園や小中学校の職員を対象とした研修会の実施に努めます。
発達障害の専門医療機関紹介	広島県の作成したリストにより、県内の専門医療機関の情報を周知します。
聴覚障害児などへの療育に関する交通支援	聴覚障害のある子どもが市外の療育機関へ通う場合など、交通費の一部助成などをはじめとした交通に関する支援を行います。



施策名	取組の内容
身近な地域での支援力向上	障害のある子どもを持つ親（ペアレント・メンター*など）が少人数で集う会の開催等により、保護者同士のつながりを支援します。
療育待機者の支援	療育待機者の待機期間におけるフォロー体制づくり等を自立支援協議会において検討します。

ペアレント・メンター：発達障害児・発達障害者の子育て経験のある親で、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人のこと。



(2) 連携強化による一貫した支援

■現状と課題■

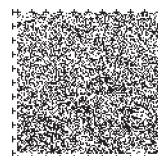
○アンケート調査では、行政の福祉施策として「保育所等・幼稚園・小中学校等関係機関の連携」を「重要」と考える人は、特に、若年層において他の年齢層を大きく上回っており、その差は顕著です。障害のある幼児の就学前から就学期への移行期や、児童・生徒の就学・進学等ライフステージに応じた切れ目のない支援が求められており、福祉や教育等の関係機関が共通の理解を持ちながら、より一層の専門性の向上に努めていく必要があります。

■取組の方向■

○障害のある子どもの健やかな発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、「東広島市子ども・子育て支援事業計画」の施策と連携を図り、子ども一人ひとりの特性や、成長に応じた一貫性のある療育・保育・教育となるよう、関係機関との連携を強化し、さらなる取組の充実を図ります。

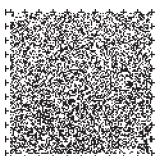
■具体的な取組■

施策名	取組の内容
ライフステージ移行に伴うケア会議の実施	生活環境が大きく変わる節目ごとに、関係機関が連携してケア会議を実施します。市外の特別支援学校等との連携を強化し、高等学校3年生の移行支援会議の定着を図ります。
移行支援会議の開催	障害のある子ども一人ひとりが、就学を含め、学校生活において必要な支援が受けられるよう、療育機関等の関係機関と教育機関で定期的な連携会議の開催に努めます。また、一貫性を保つために、必要に応じて関係機関が作成している支援計画等の情報共有に努めます。
障害のある子どもの受入れの推進	保育所等、幼稚園における障害のある子どもの受入れ体制を充実します。
療育と教育の連携強化	障害のある子どもへの対応を充実するため、「はあとふる」と教育機関が連携会議（教育委員会連携会議）を開催し、情報の共有化を図るとともに、不適応等の早期発見・早期対応に努めます。



施策名	取組の内容
保育所等・幼稚園・小学校等関係機関の連携	集団生活や就学がスムーズに行えるよう、保育所等や幼稚園、小学校等と連携を図りながら、保育所等・幼稚園から小学校等へと、切れ目のない支援体制の整備に努めます。
アセスメント※シート、チェックリスト等の活用	広島県が作成したアセスメントシート、広島県教育委員会が示しているチェックリスト等の利用に努めます。
サポートファイル※の活用	サポートファイルの周知と利用促進を図るとともに利便性向上に向けた活用方法を検討します。ケア会議や、福祉サービス申請時にサポートファイルを配布するとともに、サービス更新時に記載状況の確認に努めます。

-
- アセスメント : 本人の特性・理解について、できること、できないことなどを明らかにするため、本人や周囲の状況、生活環境などを調べること。
- サポートファイル : 広島県が提供する、障害のある人の生育歴やケアの仕方を、乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録整理できるファイル形式の記録ノート。



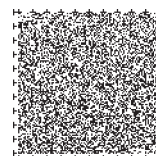
(3) 特別支援教育の推進

■現状と課題■

- 本市の保育所等・幼稚園・小中学校に在籍する障害のある幼児児童生徒数は増加しており、発達障害等をはじめ、多様な障害特性を有する幼児児童生徒への対応が一層重要となってきました。保育所等においては保育コーディネーターが、保護者からの相談や保育所等での支援体制の整備を進めるとともに、基幹子育て支援センターにおいて研修会や巡回相談を実施し、保育士等の資質の向上を図っています。幼稚園・小中学校においては、特別支援教育コーディネーターを指名するとともに、特別支援教育担当者を対象とした研修会や発達障害等の専門家による巡回相談の実施、生活面等で個別支援が必要な幼児児童生徒に対する特別支援教育サポーターの配置など特別支援教育の取組を進めています。保育士や教職員の指導力の向上と校内（園内）の支援体制の充実を図るため、これらの取組を一層充実していく必要があります。
- 国においては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学び、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていくことを目指す「インクルーシブ教育」の理念に基づき、そのシステム構築のための取組が進められています。本市においても、こうした動向を踏まえた取組の充実が必要です。
- アンケート調査では、保育所等・幼稚園・小中学校や療育機関で充実してほしいこととしては、「子どもの能力や特性に合わせた指導・支援」が7割近くで最も多く、6割の人が「保育士・教職員等の障害への理解」と回答しています。幼児児童生徒一人ひとりの障害特性や発達段階に応じ、保育所等においては個別支援計画を、学校等においては個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を進めることにより、きめ細やかな指導の充実が求められています。

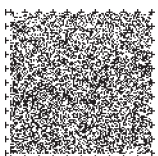
■取組の方向■

- 障害のある幼児児童生徒に対して、その実態に応じて就学先及び支援の内容等について個別に検討を行い、一人ひとりの実態や能力等に応じた特別支援教育を推進するとともに、就学支援や関係機関との連携に努めます。



■具体的な取組■

施策名	取組の内容
特別支援教育の推進	「インクルーシブ教育」の理念に基づき、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、多様な「学びの場」の充実を図ります。また、個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成し、活用による就学支援や関係機関との連携に努めます。
専門職の資質向上支援	特別な支援を必要とする子どもに関わる職員への研修など、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上支援に努めます。
学校教育支援員・教育補助員・特別支援教育サポーターの配置	幼児児童生徒の実態に応じて、学校教育支援員・教育補助員・特別支援教育サポーターの配置を行います。



(4) 放課後等の活動支援

■現状と課題■

○障害のある児童生徒が身近な地域で支援が受けられるよう、放課後等デイサービスが実施されていますが、今後、こうした支援は一層重要になると考えられます。障害特性に応じた適切なサービス提供が図られるよう、学校や事業所など関係機関の連携強化に取り組んでいくことが必要です。

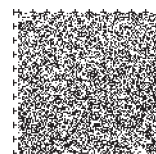
○アンケート調査では、放課後や長期休暇中の過ごし方について、「放課後等デイサービス・日中一時支援」の現在の利用率は19.2%となっていますが、今後の利用希望は26.7%とニーズは高くなっています。放課後や長期休暇中における活動場所の確保や活動への支援等を通じて、障害のある子どもの希望に応じた活動ができる環境づくりが必要です。

■取組の方向■

○障害のある子どもの希望に応じて、放課後や長期休暇中に適切な活動支援が受けられるよう、活動の場の提供に努めます。

■具体的な取組■

施策名	取組の内容
放課後活動等の支援	放課後児童クラブ、放課後子供教室を活用して放課後活動を支援するとともに、受入れ体制の充実に努めます。
放課後等における訓練の場などの提供	放課後や長期休暇中の障害のある子どもを対象とし、生活能力向上のための訓練等・社会との交流促進の場を提供します。
長期休暇中等における余暇活動支援	放課後や長期休暇中の障害のある子どもを対象とし、余暇活動を支援するためスポーツ、文化活動を実施します。
長期休暇等の支援	障害のある子どもの長期休暇中など、余暇の充実に向けて、既存の人材や施設等の活用や連携を自立支援協議会などにおいて検討します。また、希望する活動を自ら選んで活動できるよう、情報発信に努めます。
日中活動の場などの提供	介護者不在時等の日中の活動の場を提供します。



施策分野 7 雇用・就労

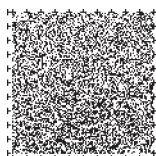
(1) 雇用・就労の推進

■現状と課題■

- 障害者雇用促進法では、雇用の分野での障害者差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となりました。企業においては、法定雇用率の達成に加え、職場における障害への理解や障害特性を十分に理解した「必要かつ合理的な配慮」を実践することにより、働きやすい就労環境等が整備されるよう取り組むとともに、本人の意向に沿った就労の場が選択できるよう関係機関等による連携した支援が必要です。
- 本市においては、子育て・障害総合支援センター「はあとふる」で就労相談を行うとともに、ハローワークや広島中央障害者就業・生活支援センター等と連携し、「障害者就職応援セミナー」や「雇用管理セミナー」を実施するなど、障害者雇用の促進及び就労定着に向けた取組を進めています。今後も障害のある人それぞれの意欲や能力、適性に応じた就労支援、就労後の職場定着のための支援等を行うとともに、企業への障害者雇用促進に向けた啓発や障害のある人を雇用する際の支援に取り組み、障害のある人と企業の双方が安心できる就労環境の整備を進めていく必要があります。
- アンケート調査では、障害のある人全体の4割近くが現在働いていると回答しています。身体障害のある人は半数が「正職員」ですが、知的障害や精神障害のある人では「パート・アルバイト」が大半を占めており、必ずしも安定した雇用形態とは言えません。今後も就労意欲のある人への相談対応の充実や、雇用促進に向けた取組が必要です。

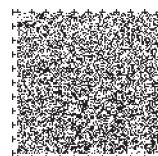
■取組の方向■

- 就労支援コーディネーターによる相談支援をはじめ、学校や企業、関係機関等との連携を図り、障害のある人の適性や障害の状況に応じた就労を支援します。
- ハローワークや就業・生活支援センターなどの関係機関との連携により、企業等に向けて障害のある人の雇用機会の拡大を図ります。



■具体的な取組■

施策名	取組の内容
就労支援コーディネーターの設置	「はあとふる」に就労支援コーディネーターを配置し、ハローワーク、広島中央障害者就業・生活支援センター等と連携しながら就労相談・定着支援・離職後の支援などに取り組みます。
就労体験実習の促進	企業等で障害のある人の職場体験実習を行うことにより、障害のある人の雇用に対する理解を深めます。
事業者への障害者雇用促進	障害のある人を雇用する事業者に対し助成を行います。
障害のある人の市職員への採用	職員採用計画に基づき、障害のある人を東広島市常勤職員として雇用します。また、非常勤事務嘱託員の任用枠に障害者雇用枠を設けるなど、障害のある人の雇用を促進します。
庁舎への喫茶コーナーの活用	市役所内に設置している喫茶コーナーを障害のある人の就労の場とし、広く市民とふれあう中で、障害のある人に対する理解を促進します。
関係機関との就労支援ネットワークの強化	障害のある人の就労を支援する機関でネットワークを構築し、方向性を共有する中で、それぞれの機関の役割を明確にし、障害のある人の就労を支援します。
就職ガイダンスの実施	障害のある人と障害のある人の雇用を希望する企業等のマッチングを行う合同企業面接会を実施します。
定着支援の推進	就労している障害のある人及び雇用者に対する情報提供の充実、一般就労後に継続して働きやすい環境づくり、フォローアップ等の体制の仕組みづくりについて検討します。



(2) 就労機会の拡充と定着

■現状と課題■

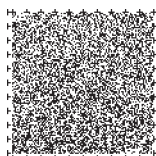
- 福祉的就労については、障害のある人の多様な就業機会を確保する観点から充実を図りつつ、本人の意向を尊重しながら、一般就労への移行を進めていくことが課題となっています。アンケート結果では、現在働いている人の1か月の工賃は、第2次障害者計画策定時のアンケート結果と比較しても、大きな変化がみられません。本市の工賃は、国・県の月平均よりも低い水準で推移しており、法令に基づく優先調達の推進など、各事業所の運営の安定や工賃向上など、福祉的就労の底上げを目指していく必要があります。
- 精神障害のある人の就労者は増加傾向にあり、障害特性に応じた雇用や定着支援の充実や強化が必要です。

■取組の方向■

- 就労を希望する障害のある人が、それぞれの状況に応じて就労し、収入と生きがいを得られるよう、就労体験、就労継続支援事業などを通じた就労支援を行います。

■具体的な取組■

施策名	取組の内容
就労移行への支援	一般就労に向けた訓練や職場探し、就労後の職場定着のための支援を実施します。
就労継続への支援	一般就労に向けて訓練が必要な障害のある人に、生産活動の機会を提供し、必要な訓練等を実施します。
地域活動支援センターの活用	障害のある人に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進の場を提供します。
知的障害のある人への技能訓練	知的障害のある人を対象として、職親のもとで生活指導及び技能習得訓練を実施します。
官公需における受注機会の拡大	東広島市が行う物品・委託役務の発注において、障害のある人を多数雇用している事業者に対し、特定目的随意契約等を活用し、受注機会の拡大に努めます。



施策名	取組の内容
工賃アップに向けた取組	福祉的就労における工賃アップに向けた取組を検討します。

